

一宮町選挙管理委員会告示第五号

選挙人名簿登録者の決定について

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により選挙人名簿に登録する者を別紙のとおり定めた。

令和八年一月二十六日

一宮町選挙管理委員会委員長

河野

敏

未



選挙時登録

基準日 令和8年1月26日

登録日 令和8年1月26日

第1投票区			第2投票区			第3投票区			第4投票区		
自治区	男	女	計	備	考	自治区	男	女	計	備	考
1区	132	132	264			11区	260	250	510		
2区	53	53	106			12区	103	114	217		
3区	89	101	190			13区	83	91	174		
4区	66	88	154			14区	67	68	135		
5区	18	33	51			15区	228	264	492		
6区	61	78	139			16区	336	336	672		
7区-1	33	55	88			船頭給	290	336	626		
7区-2	78	87	165			新地	104	123	227		
宮原	285	328	613			海岸	317	326	643		
						新浜	127	109	236		
						17区-1	217	233	450		
						17区-2	236	243	479		
第1計	815	955	1,770			第3計	2,368	2,493	4,861		
網田	112	124	236			8区-1	98	107	205		
釣	136	134	270			8区-2	141	139	280		
枇杷畑	96	94	190			9区-1	178	225	403		
権現前	82	78	160			9区-2	107	106	213		
大村	121	126	247			10区	184	187	371		
岩切	59	51	110								
矢畑	38	31	69								
稲荷塚	40	43	83								
原	85	76	161								
新熊	147	135	282								
新浜	205	176	381								
第2計	1,121	1,068	2,189			第4計	708	764	1,472		

	男	女	計
合計	5,012	5,280	10,292

一宮町選挙管理委員会告示第六号

直接請求に必要な数について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項（条例の制定又は改廃の請求）及び第七十五条第一項（監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四条第一項（合併協議会設置の請求）及び第五条第一項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、地方自治法第七十六条第一項（議会の解散の請求）、第八条第一項（議員の解職の請求）、第八十一条第一項（長の解職の請求）及び第八十六条第一項（副町長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第四条第十一項（合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）及び第五条第十五項（同一請求に基づく合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の六分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

令和八年一月二十六日

一宮町選挙管理委員会委員長

河野

敏

夫



一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項並びに市町村の合併の特例に関する法律第四条第一項及び第五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二〇六人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数

三、四三一人

三 市町村の合併の特例に関する法律第四条第十一項及び第五条第十五項の規定による総数の六分の一の数
一、七一六人

一宮町選挙管理委員会告示第七号

選挙人名簿からの期日前抹消について

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十八条第二号の規定により、次の者を選挙人名簿から抹消した。

令和八年一月二十六日

一宮町選挙管理委員会委員長 河野 敏夫



まつ消年月日	住 所	氏 名	生 年 月 日	備 考
令和八年二月二日		玉田 龍世		
令和八年二月三日		横井 あい		
令和八年二月三日		飯島 学		
令和八年二月三日		飯島 幸枝		
令和八年二月四日		阿部 容子		
令和八年二月四日		森山 鉄兵		
令和八年二月四日		森山 蘭		
令和八年二月六日		鎗田真由香		
令和八年二月六日		大崎 寛巳		
令和八年二月六日		木島 盛蔵		

一宮町選挙管理委員会告示第八号

開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和八年一月二十六日

一宮町選挙管理委員会委員長 河野 敏夫



一宮町開票区		担任開票区
職務代理者	開票管理者	区分
一宮町宮原	一宮町一宮	住所
石野 定雄	河野 敏夫	氏名

一宮町選挙管理委員会告示第九号

投票所の決定について

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十六日

一宮町選挙管理委員会委員長 河野 敏



投票所名	場 所
第一投票区投票所	一宮小学校体育館
第二投票区投票所	東浪見コミュニティセンター
第三投票区投票所	一宮町保健センター
第四投票区投票所	一宮町GSSセンター

一宮町選挙管理委員会告示第十号

期日前投票所の決定について

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十六日

一宮町選挙管理委員会委員長

河野

敏

未



一 場所 一宮町中央公民館大会議室

一宮町選挙管理委員会告示第十一号

開票の場所及び日時の決定について

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票の場所及び日時を次のとおり定めた。

令和八年一月二十六日

一宮町選挙管理委員会委員長 河野 敏

夫



一 開票の場所 一宮町GSSセンター

二 開票の日時 令和八年二月八日 午後八時四十分から

一宮町選挙管理委員会告示第十二号

投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第三項の規定による候補者の氏名及び候補者届出政党の名称の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十六日

一宮町選挙管理委員会委員長

河野

敏

夫



- 一 日時 令和八年一月二十七日 午後六時
- 二 場所 一宮町保健センター内 一宮町選挙管理委員会

一宮町選挙管理委員会告示第十三号

開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時について

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

令和八年一月二十六日

一宮町選挙管理委員会委員長 河野 敏夫



区 分	場 所	日 時
公職選挙法第六十二条第二項の規定によるくじ	一宮町保健センター内 一宮町選挙管理委員会	二月五日 午後五時三十分
公職選挙法第六十二条第四項の規定によるくじ	一宮町保健センター内 一宮町選挙管理委員会	二月五日 午後五時三十五分
公職選挙法第六十二条第五項の規定によるくじ	一宮町保健センター内 一宮町選挙管理委員会	事実発生の都度

一宮町選挙管理委員会告示第十四号

開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十二条第二項の規定によるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

令和八年一月二十六日

一宮町選挙管理委員会委員長 河野 敏



場 所	日 時
一宮町保健センター内 一宮町選挙管理委員会	二月五日 午後五時四十分

一宮町選挙管理委員会告示第十五号

委員長の執務場所について

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における本職の執務の場
所を次のとおり定めた。

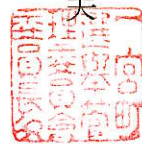
令和八年一月二十六日

一宮町選挙管理委員会委員長

河野

敏

夫



一宮町役場内

一宮町選挙管理委員会

一宮町選挙管理委員会告示第十六号

最高裁判所裁判官国民審査の裁判官の氏名等の掲示場所について

令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示の場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十六日

一宮町選挙管理委員会委員長 河野 敏夫



投票区名	審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所
第一投票区	一宮小学校体育館前
第二投票区	東浪見コミュニティセンター前
第三投票区	一宮町保健センター前
第四投票区	一宮町GSSセンター前

一宮町選挙管理委員会告示第十七号

最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時について

令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査の開票は、令和八年二月八日午後八時四十分から行う。

令和八年一月二十六日

一宮町選挙管理委員会委員長

河野

敏

未



一宮町選挙管理委員会告示第十八号

在外選挙における期日前投票所の指定について

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される同法第四十八条の二第一項の規定により次のとおり在外選挙における期日前投票所を指定した。

令和八年一月二十六日

一宮町選挙管理委員会委員長

河 野

敏

大



一宮町中央公民館大会議室